

## 1. 議事日程

〔令和元年第2回安芸高田市議会6月定例会第18日目〕

令和元年 7月 1日  
午前 10時 開会  
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第38号 安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例  
日程第3 議案第39号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第4 議案第40号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例  
日程第5 議案第41号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例  
日程第6 議案第42号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第47号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例  
日程第8 議案第48号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第43号 財産の取得について（田んぼアート公園用地）  
日程第10 議案第44号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第11 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について  
日程第12 発議第3号 天皇陛下御即位を奉祝する賀詞の決議について  
日程第13 発議第4号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例  
日程第14 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について  
日程第15 発議第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について  
日程第16 閉会中の継続審査の件について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 大下正幸 10番 山本 優

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	岩崎 猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊荘	建設部長兼公営企業部長	蔵城大介
教育次長	土井実貴男	消防長	山平 修
会計管理者	兼村 恵	八千代支所長	佐々木 早百合
美土里支所長	寄実正次郎	高宮支所長	児玉 晃
甲田支所長	宮本智雄	向原支所長	佐々木 幸浩
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤 誠
政策企画課長	河本圭司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木 浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡 憲一

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○先川議長 皆様おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
森岡事務局長。

○森岡事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長より、3,000万円以上、1億5,000万円未満の工事請負契約  
の締結について、11件の報告がありました。  
第2点、監査委員より、令和元年5月分の例月出納検査の報告がありま  
した。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承くださ  
い。  
以上で、諸般の報告を終わります。

○先川議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。  
次に、本日の会議の運営について、議会運営委員会を開き、御協議を  
いただいておりますので、その結果について報告を求めます。  
議会運営委員長 児玉史則君。

○児玉議会運営委員長 おはようございます。  
議会運営委員会から報告をいたします。  
本日の会議の運営につきまして、本日議会運営委員会を開き、次のと  
おり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。  
追加案件となる発議第2号から第6号の5件の取り扱いについて協議を  
行い、提案理由説明の後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。  
以上、報告を終わります。

○先川議長 以上で、報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番  
大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第38号 安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第39号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第40号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

○先川議長 日程第2、議案第38号「安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正す  
る条例」から、日程第4、議案第40号「消費税率の改定に伴う関係条例

の整理に関する条例」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

○宍戸総務企画常任委員長

それでは、報告いたします。

令和元年6月14日付で、本委員会に付託されました議案について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案につきまして、6月25日に総務企画常任委員会を開き、市長、副市長、及び、関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第38号「安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例」は、八千代支所のフォルテへの移転を踏まえ、設置条例の住所地番の変更を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「支所の跡地利用について、倉庫として使用するのか、駐車場として使用するのかなどの検討について、並行して計画を進めていかなければならないのではないか。」と質疑があり、執行部より、「跡地活用についても、しっかり議論していかなければならないと思っているが、現時点ではまだそこまで進んでいないので、改めて再度検討していきたいと思っている。」との答弁がありました。

また、委員より、「B&Gの前方に支所以外にも建物があるが、それらも含めて総合的に支所周辺の整備も必要だと思っているので、早急に検討いただきたいが、どのように考えているのか。」との質疑があり、執行部より、「全てがなくなるわけではなく、中には活用する施設もあるため、全体的にどのようにしていくか、できるだけ早く検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第39号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律により、改定された選挙長等の報酬に合わせて、選挙関係非常勤特別職の報酬の額を改正するものであります。

次に、議案第40号「消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例」は、消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることを考慮し、消費税相当額を加算するため、各条例について所要の改正を行うものでございます。

審査の過程において、委員より、「これら施設に関して、立地条件やその地域の環境等により、10月の消費税変更と同時に施設の使用料金の見直しをする考えはないか。」との質疑があり、執行部より、「料金については、集会施設等における統一をしたところである。これらの施設は、設立当時の要件等もあり、同じ条件では難しいと思うが、長期間変えていないという状況もあり、早期の見直しについて今後検討が必要だと思っている。」との答弁がありました。

以上の3議案につき、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって、委員長報告を終わります。  
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第38号「安芸高田市役所支所設置条例の一部を改正する条例」から、議案第40号「消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第41号 安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第42号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第47号 安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第48号 安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第5、議案第41号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」から、日程第8、議案第48号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して議題といたします。

本案4件は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。

○秋田文教厚生常任委員長 委員長報告を行います。

令和元年6月14日付で本委員会に付託されました、議案第41号、第42号、第47号、及び第48号の4件について、審査の結果を次のとおり報告いたします。

付託のあった4議案につきまして、6月26日に文教厚生常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第41号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田

市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」は、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部改正が行われたことに伴い、震災、風水害、火災、落雷、その他の災害により被害を受けたものであって、特別な事情があると市長が認めた者は、所得制限に該当するものであっても、医療費支給するよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第42号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」は、消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない方が負担する介護保険料の軽減強化を目的として施行された、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に基づき、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第47号「安芸高田市立図書館条例の一部を改正する条例」、及び議案第48号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、一括して審査いたしました。

議案第47号及び議案第48号については、協議会委員の委嘱に関して合理化を図るため、通常の審議事項は社会教育委員の会議において行い、特別な事由がある場合に限り、当該協議会委員を任命し、審議を行うことができるよう条例の一部を改正するものであります。

また、八千代図書館の八千代フォルテへの移転により、位置がフォルテの住所地番に変更となることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

以上の4議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決するべきであると決しました。

以上、報告といたします。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第41号「安芸高田市ひとり親家庭等医療費支給条例及び安芸高田市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例」の件から、議案第48号「安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの4件を一括して起立により採決いたします。

本案4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案4件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 財産の取得について（田んぼアート公園用地）

日程第10 議案第44号 安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第9、議案第43号「財産の取得について（田んぼアート公園用地）」及び、日程第10、議案第44号「安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

本案2件は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 熊高昌三君。

○熊高産業建設常任委員長 令和元年6月14日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果を次のとおり報告をいたします。

付託のあった2議案について、6月27日に産業建設常任委員会を開き、市長、副市長、及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第43号「財産の取得について（田んぼアート公園用地）」は、田んぼアート公園整備事業に向けて、公園用地を取得するに当たり、市内在住の個人から4筆、6,841平方メートルを3,468万3,870円で買い入れるものであります。

審査の過程において、委員より、「契約の相手方は個人か、複数名か。」との質疑があり、執行部より、「1名である。」との答弁がありました。

また、委員より、「10年から15年先に田んぼアートに何かがあった場合、土地を定住団地に変えるといったことはできるのか。」との質疑があり、執行部より、「これから展望台などの整備を始め、建物が建つので、現在のところ先の用途は考えていない。」との答弁がありました。

このほかに、委員より、「土地の価格はこういった基準で決められているか。」との質疑があり、執行部より、「不動産鑑定士が計画地内に標準価格を算定し、それぞれの土地の規模や形による評価を行い、価格を決めている。最終的な取得価格は安芸高田市公有財産処分等委員会に諮って決めている。」との答弁がありました。

次に、議案第44号「安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、昨年度サテライトオフィス誘致の促進を目的に整備された美土里緑の交流空間が、今後、企業等によるお試しオフィスとしての利用が多くなることが見込まれることから、利用料金等の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員より、「宿泊に必要な備品等の利用を含めて使用料は設定されているのか。」との質疑があり、執行部より、「試算した年間のランニングコストから利用形態を想定し、料金を設定している。受益者負担が原則であるが、市外からの企業を加味した設定をし

ており、備品等の利用も含んでいる。」との答弁がありました。

以上の2議案につき、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第43号「財産の取得について（田んぼアート公園用地）」及び、議案第44号「安芸高田市美土里緑の交流空間設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して起立により採決いたします。

本案2件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○先川議長 日程第11、発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきまして、提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。今後、さらに地方財政の確立を目指すことがますます重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減り、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

現在、人口減対策に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、新たな政策課題に挑戦しています。

これからも、市民の皆さんのニーズに応えるために、私たちは安定した財源確保に向け最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度、令和2年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して地方財政の充実・強化を求め、意見書を提出するもので



あります。

よろしく願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第3号 天皇陛下御即位を奉祝する賀詞の決議について

○先川議長 日程第12、発議第3号「天皇陛下御即位を奉祝する賀詞の決議について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番 児玉史則君。

○児玉議員 発議第3号「天皇陛下御即位を奉祝する賀詞の決議について」提案理由の説明をいたします。

天皇陛下におかせられましたは、去る5月1日に、皇室典範特例法の定めるところにより、憲政史上初めてとなる、平成の天皇陛下御退位により、御即位あそばされ、平成から令和への新たな時代を迎えました。

ここに、御即位を市民の皆様方とともに、心からお慶び申し上げる次第であります。

つきましては、安芸高田市議会として、賀詞を奉呈し、奉祝の意をあらわしたいと考えます。

同僚議員各位におかれましては、適当なる議決をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第3号「天皇陛下御即位を奉祝する賀詞の決議について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 発議第4号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第13、発議第4号「安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

14番 塚本近君。

○塚本議員 「安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例」について提案理由の説明を行います。

本市議会の議員定数は、平成16年12月から22人、20年12月に20人、24年12月に18人に削減し、今日まで18人としてまいりました。

また、議会改革特別委員会に付託されておりました、議員定数に関する調査は終了し、本定例会初日に、「次回市議会議員改選時となる、令和2年12月からの議員定数を2名削減し、16名とする。」と報告させていただいたところであります。

本市は現在、人口減少問題のほか、普通交付税の合併特例加算措置が本年度で終了するなど、財政面の問題も抱えており、今後の厳しい市政運営が予想される状況にあります。

昨年12月に市民1,000人を対象に実施いたしました、市民アンケートでは、「定数は現状でよい」の回答が、229人で46.2%、「定数が多い」の回答は、108人で21.8%でありました。しかし、一方で「わからない・記入なし」の回答も30.8%ありました。

議員から市民アンケートの結果を尊重すべき、また地域の現状を考えれば現状維持、といった意見も出されております。

しかしながら、前回議員定数の削減を議決した平成23年10月の本市の人口が3万1,438人であったのに対し、令和元年6月1日現在で、2,781人のマイナスの2万8,657人となりました。

このように人口減少が進む中で、今日、定数を削減しなければ、先に述べましたように、平成24年から12年間定数が変わらないということになります。さらに、本市の財政状況を考えた場合、今後、一般会計に占める議会費の割合が増加し、市民生活に直結する予算を圧迫することにつながると考えられます。

これらを総合的に判断すると、議員定数の削減はやむを得ない状況にあると言わざるを得ません。

よって、本市議会議員の定数18名から2名減じる16名への改正条例を提案するものであります。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、同日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

どうか議員の皆様、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第4号「安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する  
条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

- 先川議長 日程第14、発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書につ  
いて」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長 宍戸邦夫君。

- 宍戸総務企画常任委員長 発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」提案  
理由の説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、  
第4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施  
され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果  
を上げたところです。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を  
有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供  
給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による  
地球温暖化の防止などに多大な貢献をしております。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効す  
ることとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今  
後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して、総合的かつ  
積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・  
推進することが重要です。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる  
地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体  
の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な  
過疎対策を充実・強化させることが必要です。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く求め、意見書を提出するもの  
であります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由  
の説明といたします。

- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより発議第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。



日程第15 発議第6号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

- 先川議長 日程第15、発議第6号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
文教厚生常任委員長 秋田雅朝君。
- 秋田文教厚生常任委員長 発議第6号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について」提案理由の説明を行います。  
本定例会、会期中の文教厚生常任委員会における陳情の審査案件について、6月26日に委員会を開き、審査した結果、採択いたしました。  
学校の働き方改革は、教職員の心身の健康を守ることとともに、子供たちへの豊かな学びを保障することにつながるが、教職員定数改善や業務削減が伴わなければ、働き方改革につながらないので、計画的な教職員定数改善の推進が必要となっております。  
義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題があります。  
よって、子供たちへの豊かな学び、一定水準の教育を受けられることを保障するための条件整備として、「計画的な教職員定数改善を推進すること。」、「教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。」を求める意見書を政府に対して提出するものでございます。  
何とぞ、議員の皆様の御理解をいただきますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。
- 先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第6号「教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度  
拡充に係る意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 閉会中の継続審査の件について

○先川議長 日程第16「閉会中の継続審査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、閉会中の継続審査及び閉会中  
の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認する  
ことに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたし  
ました。

これにて令和元年第2回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員